

## ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小ものづくり企業が、中長期的な将来の動きを見据え、自社の競争力を強化し景気回復後の業容拡大等を図る取組に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、「中小ものづくり企業」とは、ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第2項に規定するものづくり事業者であって、次のアからイまでのいずれにも該当する者とする。

ア 県内に事業所を有する者

イ 資本金の額が10億円未満である者

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区分	経費	補助率及び上限額
開発改良費	直接人件費、旅費、原材料・消耗品費、外注加工費、ソフトウェア開発費、使用料	当該経費の2分の1に相当する額以内の額。ただし、1件当たり3,000千円を上限額とする。
技術導入費	技術指導費、教育研修費、委託費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、前条に掲げる区分相互間におけるいずれか低い額の20パーセント以内の増減とする。

### (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (事業の遂行の状況に係る報告)

第6 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、知事が指示する期日までに、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費遂行状況報告書（様式第4号）により知事に報告しなければならない。

### (立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

- 第9 知事は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内（1回につき一月分を限度とする。）を前金払することがある。
- 2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助前金払請求書（様式第5号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

- 第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

## 別表（第11関係）

条 項	提出書類	様 式	添付書類	提出 部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	ものづくり企業競争 力強化緊急支援事業 費補助金交付申請書	第1号	・事業計画書(別紙1) ・収支予算書(別紙2) ・その他知事が必要と 認める書類	1部	別に定め る。
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ り承認を受 ける場合の 書類	ものづくり企業競争 力強化緊急支援事業 変更(中止、廃止) 承認申請書	第2号	【変更の場合】 ・事業計画書(様式第1 号の別紙1) ・収支予算書(様式第1 号の別紙2)	1部	変更、中 止又は廃 止の理由 が生じた 日から10 日以内と する。
規則第13条 第1項の規 定による書 類	ものづくり企業競争 力強化緊急支援事業 費補助金請求(精算) 書	第3号	・事業報告書(別紙1) ・収支実績書(別紙2) ・その他知事が必要と 認める書類	1部	補助事業 完了後30 日以内又 は当該年 度の3月 31日のい ずれか早 い日とす る。